

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、健全性、透明性、効率性の高い経営の執行を重視し、株主、取引先をはじめ関係各方面から信頼される企業の実現を目指しております。また、当社の連結子会社におきましても、コーポレート・ガバナンスの構築を経営の重要課題と位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

補充原則1-2-4 [議決権の電子行使および招集通知の英訳]

議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳については、外国人株主比率が低いため行っておりません。今後、外国人株主比率の動向を見極め、費用対効果も勘案し、実施について検討してまいります。なお、決算短信のサマリー情報および財務諸表の英訳を東京証券取引所のウェブサイトにて開示しております。

補充原則4-1-3 [最高経営責任者の後継者計画に対する監督]

代表取締役の後継者計画の策定については、当社の最重要課題の一つと認識しており、取締役会による監督の手法を含め慎重に検討してまいります。

補充原則4-2-1 [経営陣の報酬]

現在は、取締役の責任および会社業績への貢献が反映できるよう、固定的に支給される報酬と、会社業績等に応じて変動する報酬で構成されておりますが、当社にとって最適な報酬体系を目指すべく、自社株報酬などの中長期的な会社業績と連動する報酬の導入等も含め、今後も継続して見直しを検討してまいります。

補充原則4-3-2 [CEOの選解任]

補充原則4-3-3 [CEO解任の手続き]

当社は、CEOを選解任するための具体的な手続きや、その評価基準を確立しておりませんが、取締役会において、業績等の評価や経営環境の変化等を踏まえ協議し、適切に決定しております。

今後は客観性・適時性・透明性のある基準や手続きの策定について検討してまいります。

補充原則4-10-1 [任意の仕組みの活用]

独立社外取締役は現在2名で、取締役会員数の過半数に達しておりませんが、取締役の指名や報酬について、取締役会で適切な関与・助言を行っており、十分にガバナンスが機能していると考えております。

今後、当社事業規模や経営環境の変化等を踏まえながら、必要に応じて任意の諮問委員会の要否を検討してまいります。

原則5-2 [経営戦略や経営計画の策定・公表]

当社は、中期経営計画について公表はしておりませんが、中期経営計画を策定し、目標設定・行動計画・予算管理を実施しております。具体的な目標数値等の公表については、今後、資本コストを踏まえて検討のうえ、適切な対応を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

原則1-4 [いわゆる政策保有株式]

(1) 政策保有に関する方針

企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、取引先との関係維持・強化、今後の事業展開、事業上のシナジーなどを総合的に勘案し、政策的に必要とする株式については保有を継続します。個別の政策保有株式は、定期的に取締役会において保有の適否を検証しております。検証の結果、保有する意義や合理性の乏しい株式については、株価や市場動向を考慮した上で適宜売却する方針です。

(2) 議決権行使の基準

政策保有株式の議決権行使については、保有目的、当該会社の経営・財務状況、株主価値毀損の可能性等を勘案し、議案ごとの賛否を適切に判断し、議決権を行使しております。

原則1-7 [関連当事者間の取引]

当社と役員や主要株主等との取引については、取締役会の付議事項としており、取締役会にてその相当性について審議し、承認を得るものとしております。

原則2-6 [企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社は、従業員の資産形成のために確定給付企業年金および確定拠出年金を導入しており、必要とされる資質を持つ人材を企業年金担当部門に配置しております。

確定給付企業年金については、運用機関から定期的に運用状況報告書を受領し、その内容について担当者がモニタリングを実施しております。

確定拠出年金については、運用に関する教育を従業員に対して行っております。

原則3-1 [情報開示の充実]

(1) 当社ホームページにおいて企業理念を開示しております。

<https://www.kobayashi-metals.co.jp/company/vision/>

- (2) 上記「1. 基本的な考え方」に記載しております。
- (3) 取締役の報酬については、株主総会の決議による報酬総額の限度内で会社業績、経済情勢、個別の貢献度、業務執行状況等を考慮し、取締役会の決議により決定しております。
- (4) 経営陣幹部選解任、取締役候補指名におきましては、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視および会社の各機能と各部門を統率できる人物を、多様性に配慮しつつ、適材適所の観点より総合的に検討し取締役会で決議することとしております。
- また、監査役候補指名におきましては、財務・会計に関する適切な知見を有しているものを1名以上選任することを方針としております。
- (5) 役員個々の選解任の理由については、株主総会招集通知において開示いたします。

補充原則4-1-1 [経営陣に対する委任の範囲]
 取締役会では、法令・定款等に基づき、「取締役会規則」にて決議事項を定め、自ら判断・決定すべき事項を明確化しており、それ以外の事項については、代表取締役社長等へ決定を委ねております。

原則4-9 [社外取締役の独立性判断基準および資質]
 社外取締役の独立性については、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることを基準としております。

また、独立社外取締役の選任については、会社法上の要件に加え、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物を候補者として選定しております。

補充原則4-11-1 [取締役会全体のバランス、多様性および規模]
 当社の取締役の人数は、事業規模や事業内容に照らして、迅速・果断な意思決定が行えるよう、定款において12名以内と定めております。

取締役の選任に関する方針・手続きは、原則3-1 (4) に記載しております。

補充原則4-11-2 [取締役・監査役の兼任状況]
 取締役および監査役の兼任状況については、毎年、株主総会招集通知や有価証券報告書等に記載し、開示しております。

補充原則4-11-3 [取締役会の実効性評価]
 取締役会全体の実効性評価については年1回程度のアンケート調査を実施することとしております。2019年は、取締役および監査役全員に対するアンケート調査を実施し、調査結果を取締役会で審議いたしました。その結果、全般的に取締役会は十分機能していることを確認いたしました。

今後とも、実効性評価の運用方法も含め、継続的に取締役会の実効性向上に取り組んでまいります。

補充原則4-14-2 [取締役・監査役のトレーニングの方針]
 当社では、取締役および監査役の選任時において、必要に応じて会社の事業内容や組織・沿革・業績等について説明を行っております。また就任後においても適宜、法改正情報の提供を行うとともに、外部研修に参加する機会を設け、職務上必要となる知識を習得することや法的な義務と責任について理解を深めることに努めております。

原則5-1 [株主との建設的な対話に関する方針]
 当社のIR活動は、代表取締役社長を担当責任者とし、管理部管理課をIR担当部署として定めているほか、経理課等関連部署とともに情報共有、開示資料作成等に取り組んでおります。機関投資家に対しては、電話会議などを実施し、個人投資家に対しては、証券会社等を通じて個人投資家向け説明会を実施しております。

また、株主からいただいた意見などは、都度、IR担当部署から経営陣に報告しております。なお、インサイダー情報管理のため、原則公開資料に基づく対話を行うことといたしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
濱中ナット株式会社	5,640,600	22.34
岡部株式会社	3,493,660	13.84
姫路鋼材株式会社	1,339,200	5.30
サンコー株式会社	586,600	2.32
日亜鋼業株式会社	557,400	2.21
檜垣俊行	511,400	2.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	433,800	1.72
濱中雷太郎	410,400	1.63
天雲産業株式会社	384,300	1.52
明治安田生命保険相互会社	300,000	1.19

支配株主 (親会社を除く) の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明	
――	

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	10 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
新 将命	他の会社の出身者											
岡田 真季	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
新 将命	○	---	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の社外取締役としての職務を適切に遂行するうえで活かしていただくため、当社の社外取締役として招聘することに致しました。また、同氏と当社との間には特別の利害関係はなく、同氏が当社経営陣から一定の距離のある客観的で独立した立場で、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることができるかと判断しております。

岡田 真季	○	----	当社が関連する業界を含め、複数の企業での企業経営の経験と実績を有しており、実践的な視点から当社の経営に対し適切な意見と助言をいただけると判断し、当社の社外取締役として招聘することにいたしました。また、同氏と当社との間には特別の利害関係はなく、同氏が当社経営陣から一定の距離のある客観的で独立した立場で、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることができると判断しております。
-------	---	------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名（社外監査役）であり、監査役会を設置しております。監査役は、会計監査人と期首に年間の監査計画を立て、会計監査・内部統制監査の報告を受けており、必要に応じ監査に立ち会っております。

内部監査部門は、代表取締役社長直轄の組織として、年間の監査計画を作成し、全社的な内部統制、業務プロセス、IT全般統制および決算財務報告プロセスの監査を行っており、その結果は代表取締役社長ならびに常勤監査役に報告し、情報共有を図っております。また、必要に応じ内部監査部門は、会計監査人の監査に立ち会っております。

以上のことから、監査役、内部監査部門および会計監査人は適宜意見交換を行い、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
坂本 義次	他の会社の出身者													
福田 太一	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂本 義次	○	----	財務経理部門の責任者としての経験により培ってこられた財務および会計に関する相当程度の知見、ならびに建設業界において培ってこられた実務経験と見識を、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行するうえで活かしていただくため、当社の社外監査役として招聘することに致しました。また、同氏と当社との間には特別の利害関係はなく、同氏が当社経営陣から一定の距離のある客観的で独立した立場で、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることができるかと判断しております。
福田 太一	○	----	弁護士資格を有しており、金融機関での勤務経験とあわせ、法律、財務および会計に関する相当程度の知見を、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行するうえで活かしていただくため、当社の社外監査役として招聘することにいたしました。また、同氏と当社との間には特別の利害関係はなく、同氏が当社経営陣から一定の距離のある客観的で独立した立場で、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることができるかと判断しております。

[独立役員関係]

独立役員の数	4名
その他独立役員に関する事項	

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定している

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
該当項目に関する補足説明	
2009年1月開催の株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、業績を反映した報酬体系に変更しております。	
ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	
取締役を支払った報酬等 60百万円 (うち、社外取締役の報酬等 9百万円) 監査役を支払った報酬等 10百万円 (うち、社外監査役の報酬等 4百万円) (注) 1 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。 2 上記のほか、2018年12月25日開催の取締役会決議に基づき、取締役5名に対し480万円 (うち社外取締役2名に対し20万円)、監査役3名に対し20万円 (うち社外監査役2名に対し10万円) の役員賞与を支給しております。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

株主総会の決議に基づく報酬限度額の範囲内で職務、実績等を総合的に判断し決定しております。報酬額につきましては、取締役は平成7年1月27日開催の第54回定時株主総会において年額120百万円以内、監査役は平成9年1月30日開催の第56回定時株主総会において年額25百万円以内とすることを決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役への連絡事項については、管理部、常勤監査役ならびに内部監査部門が行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 業務執行および監査・監督の状況

原則月1回開催される取締役会、適宜開催される監査役会の機能の充実を図り、経営環境の変化に応じて経営組織や制度の改革を進めております。また、迅速かつ適切な経営判断を下すため、業務運営上の重要課題を審議する経営会議を行っております。

当社の取締役会は取締役5名(うち2名が社外取締役)、監査役3名(うち2名が社外監査役)が出席し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。なお、取締役会の議長は代表取締役社長であります。

当社は、事業規模や人員数などに鑑み、監査役制度を採用しております。監査役会は取締役の業務執行の監査を行うため、監査役3名(うち2名が社外監査役)で構成され、監査役の監査結果について報告し、監査方針、監査計画等を審議し決定しております。なお、監査役会の議長は常勤監査役であります。

監査役監査については、重要会議の出席をはじめ、報告内容の検証や、会社の業務および財産の状況に関する調査を行い、必要に応じて助言・勧告・意見表明等を行っております。

(2) 会計監査人の状況

太陽有限責任監査法人は、2008年1月に当社の会計監査人に就任しております。なお、前事業年度において会計監査業務を執行した公認会計士ならびに補助者の構成等は次のとおりです。

指定社員 業務執行社員 公認会計士 坂本潤氏

指定社員 業務執行社員 公認会計士 柳承煥氏

会計監査業務に係る補助者として、公認会計士11名、その他10名

(3) 責任限定契約の締結状況

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、その職務を行うに当たり、善意でかつ重大な過失がない場合に限り、同法第423条第1項の損害賠償責任を、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記に記載しましたとおり、当社のコーポレート・ガバナンス体制は、現在の当社の事業規模・内容などの観点から適切であり、取締役会における合理的かつ効率的な意思決定により適切であると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は10月であり、定時株主総会は翌年1月に開催しているため、他社の株主総会日に集中することはありません。
その他	定時株主総会では、事業報告等をビジュアル化し、内容理解をしやすいよう努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信およびその他開示情報等を当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRについては管理部が受け持っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	リスク管理基本規程においてステークホルダーの利益阻害要因となる事柄の除去・軽減に誠実に努めると定めております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の取締役会において決議した当社の内部統制システム構築の基本方針は次のとおりです。

(1) 取締役および使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社および当社子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役および使用人に法令・定款の遵守を徹底するために、コンプライアンス体制に関する規程を定め、コンプライアンス体制の構築および維持・向上に努める。

また、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンスの徹底に努めるほか、コンプライアンス体制の実効性を高めるため、当社グループの従業員等が相談ないしは通報できる内部通報体制を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する記録の取扱いは、社内規程に従い適切に保存および管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理基本規程に基づき、当社グループの経営に大きな影響を与えるおそれのあるリスクについて、コンプライアンス・リスク管理委員会にてリスクの評価を行うことにより、損失の未然防止ないしは損失の最小化、再発防止に努める体制を構築する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループ各社は、取締役会を原則月1回開催し、取締役会規則にて定めている事項は全て付議し、重要事項の決定を行う。また、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

(5) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、その他会社の個性および特質を踏まえ、当社と連携した内部統制システムを整備することを基本とする。

子会社に対しては、必要に応じて取締役または監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査する。また、社内規程に基づき子会社から当社に経営状況を報告する体制を確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の業務補助のため、監査役会の要請により、必要に応じて監査スタッフを置くこととする。また、その人事等については、取締役と監査役が協議して決定し、監査スタッフは監査役が指示した補助業務についてはもっぱら監査役の指揮命令に従わなければならないこととする。

(7) 取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役、監査役および使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告する。また、当社グループの取締役、監査役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。

(8) 監査役へ報告をした者が報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当社グループの取締役、監査役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、監査役および使用人に周知徹底する。

(9) 監査役の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するよう取り組んでおります。

当社は、大阪府企業防衛連合協議会に加盟しており、平時よりその会合に積極的に参加することで反社会的勢力に関する情報の収集に努めるとともに、有事においては、必要に応じて外部の専門機関とも連携して、適切な対応を取ることにしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

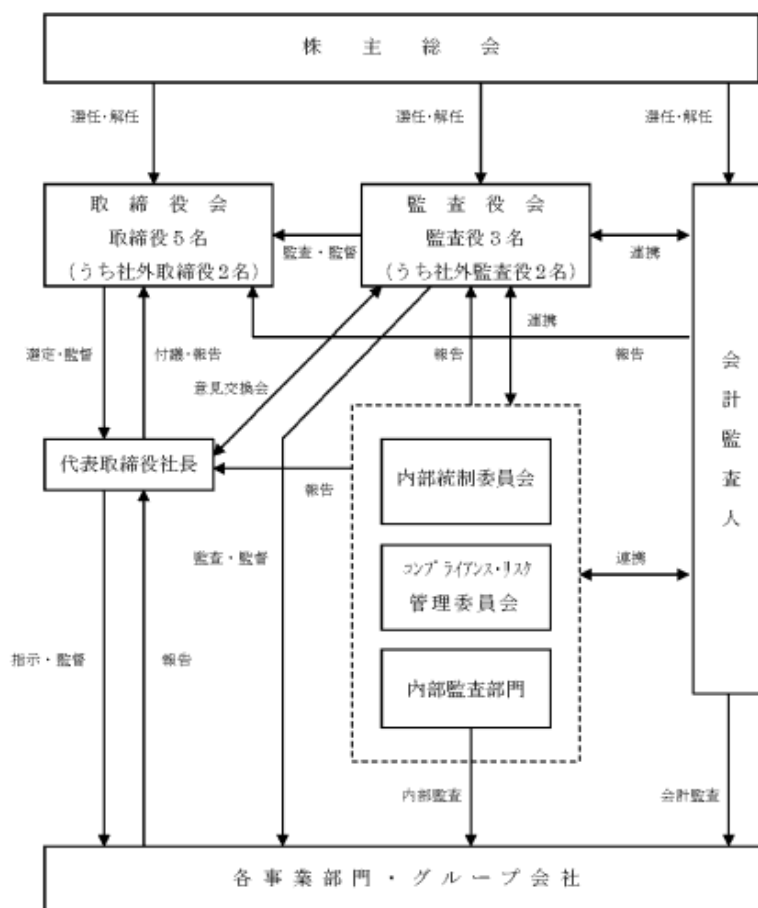
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

<内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図>



<適時開示体制の概要（模式図）>

